

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち和牛肉等販売促進緊急対策事業実施要領

制 定 令和2年4月30日付け2生畜第218号
農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知
一部改正 令和2年5月14日付け2生畜第218号-1
一部改正 令和2年10月21日付け2生畜第218号-3

第1 趣 旨

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち和牛肉等販売促進緊急対策事業の実施については、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2政第22号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が前年同月比20%以上増加しているなど深刻な影響が生じている食肉について販売促進を行うことにより、将来のインバウンド需要や輸出の再開等に対応できるよう、学校給食提供推進事業及び外食産業や観光業等と連携した販売促進事業を実施するものであり、各事業ごとの取組内容・事業実施主体等は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

1 学校給食提供推進事業

別記1に定めるとおりとする。

2 外食産業や観光業等と連携した販売促進事業

別記2に定めるとおりとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、令和2年度末までとする。

第4 留意点

事業実施主体が、補助対象経費に対応した営業利益に加え、持続化給付金その他の支援を受けることにより昨年度の営業利益を上回ることが明らかな場合には、当該利益を上回る金額について補助金額から控除することとする。

附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年10月21日から施行し、令和2年4月30日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

(別記1)

学校給食提供推進事業

第1 学校給食等の定義

1 本事業における学校給食は、次に掲げるものとし、供給対象者は、これらの給食を食する児童生徒等並びに学校給食実施校及び共同調理場における学校教職員、学校給食従事者等とする。

(1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食

(2) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食

(3) 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食

(4) 上記の学校給食と同じ場所で調理し管理されているなど、各学校設置者と協議の上、対象にすることが合理的と都道府県知事が認めるもの

2 本事業の対象となる食肉は、新型コロナウイルスの影響により、当該食肉の在庫数量が前年同月の在庫数量に比べて20%以上増加した次に掲げる食肉（以下「和牛肉等」という。）とする。

(1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第3条第2項に掲げる品種の牛肉

(2) 地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）第3条の基準に沿って生産された鶏肉（以下「地鶏肉」という。）

第2 事業実施主体・取組主体

本事業の事業実施主体は都道府県とする。また、取組主体は、本事業の運営を行うための事務局を設置し、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有する、次のいずれかに該当する者とする。

1 農業協同組合又は農業協同組合連合会

2 中小企業等協同組合

3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

4 食肉流通事業者が構成員として組織する団体

5 都道府県

6 市町村又は特別区

第3 事業の内容

1 本事業では、食肉の消費を拡大するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。ただし、(2)の食育活動については、関係者と協議・調整の上、実施に努めるものとする。

(1) 推進会議の開催

(2) 食育活動の実施

(3) 学校給食への和牛肉等の提供

2 補助対象経費

補助対象経費は、本事業を行うために直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる経費とし、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

また、事業実施主体及び取組主体が第3の1の内容の一部を委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 留意点

(1) 和牛肉等を使用したメニュー

和牛肉等を学校給食で用いる際には、当該メニューの肉原料の重量の5割以上を和牛肉等とすること。

(2) 食物アレルギー等への配慮

事業実施主体は、食物アレルギー等の理由により和牛肉等を食せない児童生徒等への学校設置者の対応については、最大限配慮すること。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成等

(1) 都道府県以外の取組主体は、別記様式第1号により和牛肉等給食提供事業計画（以下「給食計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された給食計画の内容を確認し、補助要件等が適正と認めた場合は、別記様式第2号により取組主体の給食計画の内容（都道府県が取組主体となる場合は自ら取り組む内容）を盛り込んだ都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

ただし、都道府県内に取組主体が1者の場合には、この者の給食計画を都道府県計画として提出することができる。

(3) 地方農政局長は、(2)により提出された都道府県計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該計画を農林水産省生産局長に提出するものとする。

(4) 農林水産省生産局長は、(3)により提出のあった都道府県計画について、内容を確認し、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長に通知するものとする。

(5) 地方農政局長は、(4)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(6) 都道府県知事は、(5)で承認を受けた当該都道府県計画に係る取組主体の給食計画について、その内容を給食計画を提出した学校給食関係者に連絡するものとする。

(7) 給食計画及び都道府県計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、その際の手

続きは、変更する内容を明らかにし、(1) から (3) までに準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 取組主体の変更

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

エ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

オ 推進事務費の増

第5 事業の成果目標

事業実施主体及び取組主体は、第4の1の給食計画及び都道府県計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、小中学校等の希望に応じた和牛肉等の提供量に係る目標を設定するとともに、国内外に向けた和牛肉等の情報発信等によるインバウンド等の需要開拓につながる目標を設定することとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 都道府県以外の取組主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式第4号により、事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告及び都道府県が取組主体となっている事業の実施状況を別記様式第5号により、事業実施年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の評価等

- 1 都道府県以外の取組主体は、別記様式第6号により自ら事業実施結果の評価を行い、第6の事業実施状況報告と併せて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告及び都道府県が取組主体となっている事業についての評価結果を別記様式第7号により、第6の事業実施状況報告と併せて地方農政局長に報告するものとする。

第8 不用額等の返還

地方農政局長は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第9 推進体制等

- 1 国は、事業実施主体等に対し、本事業に関する必要な報告を求め、指導を行うことができるものとする。
- 2 都道府県知事は、取組主体への指導監督をはじめ、関係機関、関係団体等と密接に連携を図りながら、総括的な指導監督を行うものとする。

第10 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、都道府県以外の取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、当該取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとする。

第11 事業対象食肉の追加

生産局長は、第1の2の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす食肉を本事業の対象品目に追加することができる。

- 1 新型コロナウイルスの影響により、卸売価格（同種の製品がある場合には、当該製品の卸売価格を含む。）が前年同月の卸売価格に比べて20%以上低下していること。卸売価格がない場合にあつては、当該食肉に係る都道府県の販売数量が前年同月の販売数量に比べて20%以上減少していること。
- 2 新型コロナウイルスの影響により、当該食肉の在庫数量が前年同月の在庫数量に比べて20%以上増加していること。
- 3 当該食肉を本事業の対象品目に追加することについて、学校設置者である市町村長等及び都道府県知事の承認が得られていること。

(別記2)

外食産業や観光業等と連携した販売促進事業

I 共通事項

第1 事業の採択

農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、生産局長が別に定める場合を除き、次により事業者の採択等を行うものとする。

- (1) 本事業の実施主体を選定するための公募を行おうとする場合には、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、生産局長が別に定める選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) II及びIVの事業にあつては生産局長が、IIIの事業にあつては地方農政局長が、公募により新たな事業実施主体を選定する場合は、事業実施主体から提出された事業実施計画等の内容を確認した上で、当該事業の成果目標が妥当であるか等について審査委員会に諮るものとする。
- (3) 生産局長は、必要に応じて審査委員会を開催し、関係する地方農政局長にその審査結果を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長及び生産局長は、(3)による審査委員会の審査結果に基づき、事業実施計画を承認するものとする。

II 外食産業等と連携した新商品開発の取組支援

第1 事業対象

本事業の対象は、新型コロナウイルスの影響により、当該食肉の在庫数量が前年同月の在庫数量に比べて20%以上増加した次に掲げる品種のいずれかに該当する品種の牛肉（以下「和牛肉」という。III及びIVにおいて同じ。）を活用した新商品・新メニュー（外食、総菜、レトルト等）の開発に関する取組とする。

- 1 黒毛和種
- 2 褐毛和種
- 3 無角和種
- 4 日本短角種
- 5 1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種
- 6 5の交雑種と1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種

第2 事業実施主体・取組主体

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、下記の(1)から(4)に掲げる要件を満たす、次のいずれかの者とする。

農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する全国団体であって、食肉加工等に関する専門的知識を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合にあっては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 取組主体

第3の2の事業を実施する者（以下「取組主体」という。）は、外食・中食業者、製造加工業者（以下「外食・加工業者等」という。）と連携し、次に掲げる要件を満たす取組を実施する食肉卸売事業者（食肉卸売事業者が自社又はグループ会社で製造加工等を行っており、この要件を満たす者も含む。）とする。

- (1) 和牛肉を使用した新規性のある商品・メニューの開発、試供品の製造・提供等を行うこと。
- (2) 1取組当たり和牛肉を概ね5トン以上を使用すること。

第3 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 食肉事業者と外食事業者等との連携体制の構築等

事業実施主体は、和牛肉を活用した新商品・新メニュー開発の取組を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 推進会議の開催
- (2) 取組主体の公募選考会の開催
- (3) 試作品のプロモーション

新商品・新メニューと連携した和牛肉のPRパンフレット等の作成、SNSを活用した情報発信等

2 新商品開発への和牛肉の提供等

事業実施主体は、取組主体が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。なお、本事業に取り組む食肉卸売事業者がロイン系を積極的に活用する計画又は来年度から輸出を開始若しくは増加する計画を作成する場合には、積極的に評価するものとする。

- (1) 外食・加工業者等と連携した新商品・新メニュー開発に必要な和牛肉の提供
- (2) 食肉卸売事業者が自社又はグループ会社で新商品・新メニュー開発を行う際の和牛肉の使用、当該新商品・新メニューの試供品配布等に伴う消費者を誘因するための取組及び市場調査の実施

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

本事業の補助対象経費及び補助率は、第3の取組を行うために直接要する経費であつて別表3及び別表4に掲げるとおりとする。

また、事業実施主体にあつては、第3の1の内容の一部を、食肉卸売事業者にあつては第3の2の内容の一部を、それぞれ他の者に委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表3及び別表4の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分経理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

(3) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、新商品・新メニューの製造を中止する場合は、代替商品の製造に努めることとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、要綱第5の1の規定に基づき、別記様式第8号による事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施主体及び取組主体の名称の変更

(2) 事業の追加、中止又は廃止

(3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

(4) 総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減

(5) 第3の1の(1)から(3)に係る経費の相互間における経費の3割を超える増減

(6) 第3の2に係る経費の第3の1の経費への流用

(7) 推進事務費の増

第6 事業の成果目標

1 事業実施主体は、第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、和牛肉の提供量に係る目標を設定するとともに、将来のインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制を維持し、輸出に資する具体的な目標を設定することとする。

- 2 事業実施主体は、食肉卸売事業者が定める本事業の成果目標について、食肉卸売事業者から報告を受けるとともに、当該報告を取りまとめた上で、事業実施計画において定めた成果目標と整合しない場合には、当該成果目標を変更した上で、別記様式第9号により生産局長に報告するものとする。

第7 事業の実施

1 事業実証要領の作成

事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実証要領（以下「実証要領」という。）を別記様式第10号により作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。実証要領を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

- (1) 事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、食肉卸売事業者を公募により採択するものとする。

公募選考委員会は、食肉卸売事業者が第2の2の要件に合致するか、食肉卸売事業者から提出された事業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、食肉卸売事業者を公募するごとに公募選考委員会を開催し、審査を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、採択された食肉卸売事業者の事業計画を取りまとめ、別記様式第11号により生産局長に提出するものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 取組主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式第12号により、事業終了後、翌年度の7月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告及び事業実施主体が行っている事業の実施状況を取りまとめ、別記様式第13号により、事業実施年度の翌年度の8月末日までに生産局長に報告するものとする。

第9 事業の評価

- 1 取組主体は、別記様式第14号により自ら事業実施結果の評価を行い、第8の事業実施状況報告と併せて事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第15号により、事業の実施結果の評価を行い、第8の事業実施状況報告と併せて生産局長に報告するものとする。

第10 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選考委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 収益納付

- 1 事業実施主体又は取組主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、要綱第8の規定に基づき、別記様式第16号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに生産局長に報告するものとする。ただし、生産局長は、特に必要と認める場合には、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 生産局長は、1による報告に基づき、事業実施主体又は食肉卸売事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、生産局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

Ⅲ 観光業と連携した観光キャンペーンの取組支援

第1 事業対象

本事業の対象は、地域の観光業と連携して和牛肉を活用した観光キャンペーンを行う取組とし、観光キャンペーンは、地域の観光業、観光協会、食肉関係団体、行政等が一体となって行う和牛肉を取り入れたキャンペーンであって、都道府県知事が認定したものとする。

第2 事業実施主体・取組主体

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、下記の（1）から（4）に掲げる要件を満たす、次のいずれかの者とする。

農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、食肉流通に関する専門的知識を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと又は法人等の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 取組主体の要件

第3の2の事業を実施する者は、事業実施主体及び食肉の卸売業を営む者とする。

第3 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 食肉事業者と観光業との連携体制の構築等

事業実施主体は、観光キャンペーンの取組を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

(1) 推進会議の開催

(2) 観光キャンペーンと連携した和牛肉のプロモーション

観光キャンペーンと連携した和牛肉のPRパンフレット等の作成、SNSを活用した情報発信等

2 観光キャンペーンに要する和牛肉の提供

事業実施主体は、観光キャンペーンに要する和牛肉の提供について、自ら実施することができるとともに、取組主体が行う際の費用の全部又は一部を補助することができるものとする。なお、本事業に取り組む食肉卸売事業者がロイン系を積極的に活用する計画又は来年度から輸出を開始若しくは増加する計画を作成する場合には、積極的に評価するものとする。

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

本事業の補助対象経費は、第3の取組を行うために直接要する経費であって別表3及び別表4に掲げるとおりとする。

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表3及び別表4の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分経理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

第5 事業実施等の手続

1 観光キャンペーン計画の認定

事業実施主体又は取組主体は、あらかじめ、食肉卸売事業者が参画した観光業等と連携した観光キャンペーン計画を作成し、取組主体にあっては事業実施主体を通じて都道府県知事の認定を受けるものとする。

2 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、要綱第5の1の規定に基づき、別記様式第17号による事業実施計画を作成し、1の認定を受けた観光キャンペーン計画及び認定書の写しを添付して地方農政局長の承認を受けるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施主体及び取組主体の名称の変更
- (2) 事業の追加、中止又は廃止
- (3) 総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減
- (4) 第3の1に係る経費の相互間における経費の3割を超える増減
- (5) 第3の2に係る経費の第3の1の経費への流用
- (6) 推進事務費の増

第6 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、和牛肉の提供量に係る目標を設定するとともに、将来のインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制を維持し、輸出に資する具体的な目標を設定することとする。
- 2 事業実施主体は、取組主体である食肉卸売事業者が定める本事業の成果目標について、食肉卸売事業者から報告を受けるとともに、当該報告を取りまとめた上で、事業実施計画において定めた成果目標と整合しない場合には、当該成果目標を変更した上で、別記様式第18号により地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の実施

- 1 事業実証要領の作成
事業実施主体は、間接補助を実施する場合には、実証要領を別記様式第19号により作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。実証要領を変更する場合も同様とする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 取組主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式第20号により、事業終了後、翌年度の7月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告及び事業実施主体が行っている事業の実施状況を取りまとめ、別記様式第21号により、事業実施年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

第9 事業の評価

- 1 取組主体は、別記様式第22号により自ら事業実施結果の評価を行い、第8の事業実施状況報告と併せて事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告及び事業実施主体が行っている事業についての評価結果を別記様式第23号により、第8の事業実施状況報告と併せて地方農政局長に報告するものとする。

IV 販売促進・PR活動の取組支援

第1 事業対象

各地域での取組をもって国内全体の和牛肉の消費拡大に資するため、イベント等を

開催し、和牛肉の試食の実施、試供品の提供等を行う販売促進・PR活動に関する取組とする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する全国団体であって、食肉流通に関する専門的知識を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと又は法人等の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 取組主体の要件

本事業の取組主体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する都道府県単位の団体であって、食肉流通に関する専門的知識を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は食肉流通事業者を構成員としている協議会のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合にあっては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第3 事業の内容

1 販売促進・PR活動体制構築事業

事業実施主体は、和牛肉の販売促進・PR活動の取組を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 推進会議の開催
- (2) 販売促進・PR活動を実施する取組主体の選定等

2 販売促進・PR活動推進事業

事業実施主体は、取組主体が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 推進会議の開催
- (2) 販売促進・PR活動の実施

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

本事業の補助対象経費及び補助率は、第3の取組を行うために直接要する経費であって別表3及び別表4とおりとする。

また、取組主体にあつては第3の2の内容の一部を、他の者に委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表3及び別表4の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分経理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、要綱第5の1の規定に基づき、別記様式第24号による事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施主体及び取組主体の名称の変更
- (2) 事業の追加、中止又は廃止
- (3) 総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減
- (4) 第3の1に係る経費の相互間における経費の3割を超える増減
- (5) 第3の2に係る経費の第3の1の経費への流用
- (6) 推進事務費の増

第6 事業の実施

1 事業実証要領の作成

事業実施主体は、実証要領を別記様式第25号により作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。実証要領を変更する場合も同様とする。

2 事業の採択等

(1) 事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、取組主体を公募により採択する等、公平性と透明性を担保した上で、取組主体を採択することとする。

(2) 事業実施主体は、採択された事業計画を取りまとめ、別記様式第26号により生産局長に提出するものとする。

第7 事業の成果目標

1 事業実施主体及び取組主体は、第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、和牛肉の提供量に係る目標を設定するとともに、外国人に対する和牛肉ニーズの把握、多言語化対応等によるインバウンド需要開拓・輸出につながる目標を設定することとする。

2 事業実施主体は、取組主体が定める本事業の成果目標について、報告を受けるとともに、当該報告を取りまとめた上で、事業実施計画において定めた成果目標と整合しない場合には、当該成果目標を変更した上で、別記様式第27号により生産局長に報告するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

1 取組主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式第28号により、事業終了後、翌年度の7月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第29号により、実施状況を事業実施年度の翌年度の8月末日までに生産局長に報告するものとする。

第9 事業の評価等

1 取組主体は、別記様式第30号により自ら事業実施結果の評価を行い、第8の事業実施状況報告と併せて事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第31号により、第8の事業実施状況報告と併せて生産局長に報告するものとする。

学校給食提供推進事業

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 推進会議の開催	推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等	定額
2 食育活動の実施	食育教材の作成費、印刷費及び配布費並びに生産者等による講演に係る経費等とする。	定額
3 学校給食への和牛肉等の提供	和牛肉等の学校給食への提供に係る経費等とする（アレルギーのある生徒等への代替の食材代及び都道府県知事が認める緊急的な休校等に伴うキャンセル費用を含む）。 牛肉については、各学校年3回、各回1人あたり100gを上限とする。ただし、3回の提供量の合計が1人あたり300gを下回ることが確実な場合は、合計の提供量が1人あたり300gを超えない範囲で提供回数を追加することができるものとする。 地鶏肉については、各学校年5回、年間1人あたり150gを上限とする。	定額 (牛肉については1,000円/100gを、地鶏肉については、296円/100gを上限とする。)
4 推進事務費	都道府県及び取組主体が事業の実施に要する経費であって別表2に掲げる経費とする。なお、事務費は、総事業費に見合った合理的な費用とすること。	定額

別表 2

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催	

		する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入に係る経費	
	原材料費	和牛肉等の給食への提供に必要な試作等に必要な材料にかかる経費	
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費	事業推進事務費	事業を実施するために直接従事する正職員、出向者、	・ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化に

		<p>嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。</p>	<p>について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。</p> <p>また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。</p>
賃金	事業推進事務費	<p>事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費。</p>	<p>単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。</p>
旅費	委員旅費	<p>事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	講師旅費	<p>事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	調査員旅費	<p>事業を実施するために直接必要な事業実施主体</p>	

		が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50 %未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、対象としない。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。

			・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を交わすこと。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注) 上記の経費であっても、次の場合には認めないものとする。

補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入しないリース・レンタルする場合

外食産業や観光業等と連携した販売促進事業

別表 3

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>外食産業等と連携した販売促進事業</p> <p>1 食肉事業者と外食事業者等との連携体制の構築等</p> <p>(1) 推進会議の開催</p> <p>(2) 公募選考会の開催</p> <p>(3) 試作品のプロモーション</p> <p>2 新商品開発への和牛肉提供等</p> <p>(1) 和牛肉の提供</p> <p>(2) 試供品配布等の取組及び市場調査の実施</p> <p>3 推進事務費</p>	<p>推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等</p> <p>PR パンフレット等の作成、SNS を活用した情報発信に係る作成費、印刷費、委託費、雑役務費等</p> <p>新商品・新メニューの開発、試供品の製造等への和牛肉の提供に係る経費等とする。</p> <p>試供品配布等の取組及び市場調査の実施に必要な資材費、委託費、アンケート作成費等</p> <p>事業実施主体が事業の実施に要する経費であって別表 4 に掲げる経費とする。</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 (5,000 円 / kg 上限とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>観光業と連携した観光キャンペーンの取組支援</p> <p>1 食肉事業者と観光業等との連携体制の構築等</p> <p>(1) 推進会議の開催</p> <p>(2) 観光キャンペーンと連携した和牛肉の</p>	<p>推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等</p> <p>PR パンフレット等の作成、SNS を活用した情報発信に係る作成費、印刷費、委託</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

プロモーション	費、雑役務費等	
2 観光キャンペーンに要する和牛肉の提供	観光キャンペーンの実施に必要な和牛肉の提供に係る経費等とする。	定額（1,000円/kg上限とする。）
3 推進事務費	事業実施主体が事業の実施に要する経費であって別表4に掲げる経費とする。	定額
販売促進・PR活動の取組支援		
1 販売促進・PR活動体制構築事業		
(1) 推進会議の開催	推進会議の開催に直接必要な会場借料、	定額
(2) 取組主体の選定等	通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等	
2 販売促進・PR活動推進事業		
(1) 推進会議の開催	推進会議の開催に直接必要な会場借料、	定額
(2) 販売促進・PR活動の実施	旅費、謝金、委託費、会場設営費、アルバイト賃金、試食用材料費、資材費、PRパンフレット等の作成、SNSを活用した情報発信に係る作成費、印刷費、委託費、雑役務費等	定額
3 推進事務費	事業実施主体及び取組主体が事業の実施に要する経費であって別表4に掲げる経費とする。	定額

別表4

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	情報発信費	本事業を実施するために必要なポスター、チラシ等の作成・配布等に係る経費	・ホームページ制作に当たっては、開設の際の制作費用の支出の効果が1年以上及ばない場合に限る。
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入に係る経費	
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費	事業推進事務費	事業を実施するために直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。

			また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。
賃金	事業推進事務費	事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費。	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直	・謝金の単価の設定根拠とな

		接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<p>る資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50 %未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、対象としない。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を交わすこと。
雑役務費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	

		料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注) 上記の経費であっても、次の場合には認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入ないしリース・レンタルする場合